

平成28年度 第63回 全国高等学校ワープ口競技大会 (28. 8. 6)

【競技問題】

最近、街でよく外国人の旅行者を見かける。政府は、日本を訪れる観光客を増やすため、訪日ビザの条件を緩和し、免税の対象を広げるなど、様々な政策を進めてきた。この取り組みにより、昨年に訪日した外国人はおよそ2000万人となり、今後が増えることが予想される。政府は、平成32年までに年間4000万人となることを目指している。

日本を訪れる外国人の増加により、国内での買い物や宿泊、飲食などで消費の拡大が見込まれる。例えば、アジアからの旅行者が、家電製品や日用品などを大量に購入する姿が報道され、大きな話題になった。経済効果が期待できる一方で、いくつかの課題もある。外国人に対応できるスタッフの充実や、無料の公衆無線LAN及び案内表示などの環境整備は、まだ十分とはいえない。中でも、早急に解決が求められている課題は、宿泊施設の不足であり、予約が取りにくくなっていることだ。

その影響で、宿泊施設の料金は高騰を続け、日本人旅行者も利用しにくい状況となっている。ある新聞社が実施した調査では、都内の主要なホテルの過半数において、客室の単価が10%以上も上昇した。改善策として、国は客室数を増やすことを掲げ、都市計画における運用指針を改定し、ホテルの新改築の規制を緩和した。

この施策によって、同じ敷地面積でも、より大きな建物の建設が可能となった。地方都市部では、老朽化した建物を建て替えるなどの動きが活発だという。だが、この方法では、多くの時間と費用がかかるため、急激な需要増に対応できない。そのため、宿泊施設の不足を解消する方法として、個人や法人が所有している住宅などを利用し、安価で貸し出す新しい形の「民泊」が注目されている。

これまで民泊といえは、一般的には個人の家に泊まることを指していた。つまり、旅行の際にはホテルや旅館などの施設を利用せずに、友人や知人の家に無償で泊めてもらうというものだった。それが現在では、面識がない人の家に、有償で泊まることを含めて民泊と呼ばれている。この形の民泊のメリットは、泊まる側（ゲスト）

だけでなく、泊める側（ホスト）の双方にある。	886
例えば、ゲストにとっては宿泊施設が不足しがちな都市部においても、比較的安価で宿泊が可能となる。また、日本における生活感が味わえるのは、外国人の観光客には魅力である。一方、ホストにとっては空き家や使用していない部屋を活用し、収入を得ることが可能となる。住宅内の一部を貸し出す形の場合では、様々な国から来た旅行者たちと、コミュニケーションをとる機会にもなる。	916 946 976 1006 1036 1065
民泊には外国人観光客の誘致といった側面以外に、空き家問題の対策となるという点でも期待が寄せられている。政府が発表した新しいデータによると、総住宅数に占める空き家の割合は13.5%で、これまでに最も高い数値となった。時間をかけてホテルや旅館を建設するよりも、空き家を活用することで、早く宿泊施設を確保できる。	1095 1125 1155 1185 1215 1220
実際に受け入れた人の話では、自宅で世界中のゲストと交流をすることで、日本と外国との文化の違いを知る機会になったという。さらに、日本がいかに平和であるかを再認識し、感謝することができたという感想もあった。民泊における外国人との交流により、これまで、私たちが気付いていなかった日本を、改めて知るきっかけになるだろう。	1250 1280 1310 1340 1370 1378
一方で、文化の異なるゲストに部屋を貸すと、予想していないことが起こることも考えられる。これまでに、生活習慣や考え方の違いにより、トラブルが生じている。実際にゴミを出すルールが守られず、共有の廊下に放置されたままになっていたり、夜遅くまでロビーで騒いだりするなど、近隣住民の迷惑となった事例がある。そのためゲストには、事前に日本の生活様式について、注意や確認をしておくことが必要である。	1408 1438 1468 1498 1528 1558 1573
本来の旅館業法では、特殊な場合を除いて、営業としての民泊は認められていない。この法律においては、宿泊料を設定して人を泊めることを旅館業と定義している。その種類は、ホテルや旅館などの4つに分類され、各都道府県知事の許可を受けると決められ	1603 1633 1663 1693

ている。さらに、所定の基準に従った形で営業しているかどうか、	1723
定期的な検査を受けなければならない。	1742
旅館業の許可を得るためには、旅館業法施行令で定められている	1772
基準に沿うことが必要である。その基準には、客室数が一定数以上	1802
であることや玄関帳場の設置などがある。そして、施設の建設にあ	1832
たっては、学校や保育所、図書館などの敷地に近い場合は規制され	1862
ている。その距離がおおむね100メートル以内では、清純な環境	1892
が著しく害されるおそれがない場合のみ許可される。	1917
消防法や消防法施行令でも、消防設備の設置や維持について定め	1947
ている。消防署の査察や避難訓練を実施するだけでなく、防災物品	1977
や消火器の点検を行うことが義務付けられている。衛生管理要領に	2007
おいても、換気や採光、湿気及び排水などの設備を設置する基準が	2037
設けられている。	2046
厚生労働省と観光庁では、旅館業法そのものを緩和しようという	2076
動きがある。簡易宿所の営業については、許可要件となる客室の延	2106
べ床面積の基準が、これまでの10分の1に変更され、小さい規模	2136
でも申請が可能となった。開催地の自治体の要請があれば、年1回	2166
のイベントを開催する場合のみ、自宅の提供も可能にする取り組み	2196
も行われている。	2205
また、政府は国家戦略特別区域法を制定し、国が定めたエリアで	2235
は特例を認めた。全国に先立ち東京都大田区では、旅館業法の適用	2265
を除外し、民泊を認めている。この条例は、宿泊数は6泊7日以上	2295
で、専有面積が25平方メートル以上の施設に限っている。さらに	2325
ホストは、利用開始時と終了時にパスポートなどにより、ゲストが	2355
本人だと確認することを条件にしている。	2375
I C T技術の普及によって、外国人の宿泊予約の手続きも簡単に	2405
なっている。宿泊先などの情報が、Webサイトやスマートフォンの	2435
アプリから、手軽に入手できるようになったからだ。民泊でも、	2465
ゲストは利用したい場所や期間など、自分に合った情報を検索して	2495
予約することが可能である。また、ホストの手続きもシンプルであ	2525

る。貸し出す部屋を事前に登録しておき、期間や利用できる人数、	2555
宿泊料などを入力するだけで、世界中のどこからでも予約を受けら	2585
れるようになった。	2595
さらに、日本の技術力を生かした新しい取り組みも考えられてい	2625
る。その一つに、ロボットによる接客がある。ロボットが案内をし	2655
たり質問に答えたりして、ホストに代わり「おもてなし」をすると	2685
いうものだ。世界中で使われている多様な言語にも、対応が可能で	2715
あり、様々な場面での活用が期待されている。	2737
他にも、スマートロックと呼ばれる技術もある。これは、ドアの	2767
開閉でスマートフォンを使用するものだ。ドアの内鍵に機器を取り	2797
付け、無線で操作することで、実鍵が不要となるシステムである。	2827
鍵の紛失や受け渡しのリスクがなくなり、いつ誰が入退室したのか	2857
を履歴として残すことができる。受付業務のコストを削減するとと	2887
もに、不法侵入などを防ぐシステムとして注目されている。	2915
厚生労働省と観光庁が中心となって、民泊における「届出制」の	2945
導入に向けて検討してきた。この制度が実現すれば、家主居住型・	2975
家主不在型とも自治体への届出だけで認められる。ある民間企業の	3005
アンケートによれば、民泊を事業として、前向きに考えている建物の	3035
所有者や企業は50%以上で、注目の高さを表す結果となった。	3065
だが、一般の家庭を対象とした場合では、自分が民泊のホストにな	3095
ることについて、賛成は約20%と温度差がある。	3119
政府は、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催	3149
に向け、観光立国の実現を目指している。そのためには、宿泊施設	3179
の不足の解消に民泊が有効であると位置付けているが、現状では、	3209
特区だけの運用になっている。実際に導入するにあたり、大都市や	3239
地方など、それぞれの視点を踏まえて、国全体でこの問題に取り組	3269
んでいく必要がある。そして、誰もが納得するルールを作り、外国	3299
の方を迎える私たちが、十分な「おもてなし」ができる環境を整え	3329
ておきたい。	3335